

新しい住居表示の仕組み

◆ 新しい町の区域と町名

大きな道路や河川など、わかりやすいものを境界として、町を決めます。

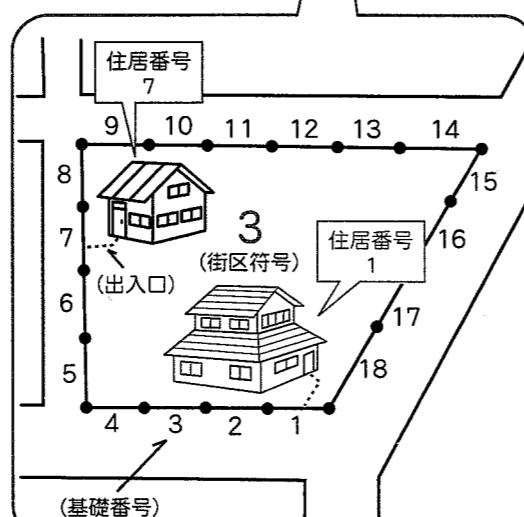
【例】○○一丁目



◆ 街区符号

町の中を道路等で街区に分割し、街区符号(番)を決めます。

【例】○○一丁目 3番



◆ 住居番号

街区の周囲を一定間隔で区切り、連続した番号(基礎番号)をつけます。

各建物の出入口の位置に対応する基礎番号により、住居番号を決定します。

【例】○○一丁目 3番 1号

表示板の設置

◆ 住居番号表示板



新しい住所を表示するアルミ製のプレートを、門や玄関などの見やすい所に取り付けます。作業員が伺いますので、取付場所のご指示をお願いします。

◆ 街区表示板

各街区の電柱や塀など、歩行者や車から見やすい位置に取り付けます。



【例】

新しい住所等の表し方

住居表示制度は、住所や会社の所在地の表し方を「番地」から「住居表示」に改めるものです。

◆ 住所

……「町名」と「街区符号」・「住居番号」で表します。

【例】 **実施前** → **実施後**

小諸市 甲 3150番地2

小諸市 紺屋町三丁目 2番 1号

新町名 街区符号 住居番号

◆ 本籍

……町名だけが変わります。

【例】 **実施前** → **実施後**

小諸市 甲 3150番地2

小諸市 紺屋町三丁目 3150番地2

新町名

◎ 実施日(平成24年9月1日)以降、「転籍届」により、番地を住居表示の街区符号(○番)に変更することができます。

小諸市 紺屋町三丁目 3番

新町名 街区符号

※ 住居番号(○号)は、本籍には表示できません。

◆ 不動産(土地・建物)

……町名が変わり、字(あざ)が廃止されます。

【例】 **実施前** → **実施後**

小諸市甲字坂ノ上日向3150番(地)2 小諸市 紺屋町三丁目 3150番(地)2

新町名

※ 地番及び家屋番号は変わりません。

※「住居表示」とは

土地地番が飛番や欠番等により複雑化している地域の住所の表示を、建物(住居)に規則的に付番した番号を使用することで、わかりやすくするための制度です。